

イラク戦争と立憲平和主義

麻 生 多 聞

(キーワード：戦争放棄、平和主義)

緒 論

日本国憲法前文および第9条により規定された平和主義をめぐる諸問題は、戦後日本社会の政治空間における保守と革新を区別する分水嶺を規定し、戦後政治の構造そのものを決定づけてきたと考えられる¹。

戦後日本、とりわけ冷戦後の憲法学においては、このような立憲平和主義の文脈の中に、国際協力論をいかに位置づけ構築すべきか、という問題が重要なテーマとされてきたが、2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロ以来、米国によるテロへの対応措置法と関連する文脈の中で、この国際協力論は大きな転換点を迎えているといえることができる。すなわち、日本政府による国際協力論は、かつてない加速度をもって、従来抑制されてきた「軍事的公共性」の公然化を図るものとなったのであった²。

戦争放棄と戦力の不保持を規定する日本国憲法第9条のもとで、日本政府による数々の行為が憲法学、国際法学などの文脈で学際的に問題化されるに至っている。9・11テロ直後の米国によるアフガニスタン攻撃に際して自衛隊をインド洋に派遣し後方支援にあたらせ、米国のイラク攻撃・占領に際してはイラク復興支援を目的として自衛隊を派遣したと憲法第9条の整合性が問われた。十分な国民的合意を得ずに連立与党により制定された、有事法制の中核法規たる武力攻撃事態対処法をめぐることは、法の支配の観点から疑義が唱えられている³。

そもそも、最近の日本政府による動きが意図する真意は、日本に対する武力攻撃の有無に関わりなく、自衛隊が米国の軍事行動に参加できるようにする点にある。自衛隊の最近の海外派遣の実態をみれば、日本の防衛とは直接的関連をもたない理由で自衛隊が派遣されていることが明らかである。周辺事態法、有事法制では「日本の防衛のため」安保条約に基づき米軍の行動を支援するという論理が示されているが、周辺事態法では米軍への支援行動が日本に対する武力攻撃発生の場合に限定されておらず、有事法制においても、「日本に対する武力攻撃」への対処行動の規定の文脈で、この対処行動の発動が武力攻撃の現実的発生の場合に限定されていない。とりわけ

武力攻撃事態対処法や改定 ACSA（日米物品役務相互提供協定）、米軍行動円滑化法案は、武力攻撃だけでなく、武力攻撃予想事態の段階における対処行動を予定しており、日本に対する武力攻撃が発生してもいなければ、差し迫ってもいない状況で、国際協力という名目により米軍の軍事行動への協力が行われるということになる。

日本国憲法第9条は、「国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使」を、「国際紛争解決の手段としては永久にこれを放棄」するものと規定している。これに対して、国際法上認められている集団的自衛権は自国と密接な関係にある国が武力攻撃を受けた場合、自国が直接攻撃されていなくても実力で阻止できる権利である。政府は「主権国家である以上、集団的自衛権は当然有している」としながらも、憲法第9条のもとで許容される自衛権の「わが国を防衛するため必要最小限の範囲」を超えるため行使できないとの解釈をとってきた。

アーミテージ米国務副長官は、7月21日、訪米中の中川秀直国対委員長らとの会談において、日本の憲法第9条について「日米同盟の妨げ」と述べ、日本の国連安全保障理事会常任理事国入りの障害ともなるとの見解を示した。これは日本で憲法論議が高まりを見せていることを意識した発言と考えられ、憲法見直しをめぐる政治状況については、「10年前でさえも今の憲法見直しの議論はできなかった。5年前でもささやかなければならない状況だった」と述べ、議論を公にできるようになったことを評価した。小泉・自公政権はインド洋やイラクへの自衛隊派遣を強行し、自民党が2005年までに独自の憲法改正案をとりまとめることを表明したのを契機として、民主・公明も改憲を競い合っている。衆院の中山太郎憲法調査会会長は、「2007年度には憲法改正を実現する」と現実日程まで示している。2004年参院選では、自民・公明・民主といった改憲勢力が拡大し、多数を占めるに至った。アーミテージによる発言は、このような動きに満足を示し、改憲にむけた動きを加速するものと考えられるのである⁴。

日本が集団的自衛権の行使を認めることになれば、日米同盟がより強化されるという議論には、憲法規範からの疑義が向けられなければならない。集団的自衛権は、

自国が攻撃を受けていなくとも武力行使できるとするものであるが、実態は米国のベトナム戦争や、旧ソ連のアフガニスタン侵攻など、侵略戦争の口実とされてきた歴史をもつ。ガイドラインに基づく周辺事態法の成立後、小泉・自公政権が強行したテロ特措法にもイラク特措法にも「海外で武力行使はしない」「非戦闘地域で活動する」という制約があった。憲法第九条が海外での武力行使を禁止しているからであり、この制約を改憲で正面から打ち破ろうというのが、アーミテージら米国の強い要求の真意なのである³。

しかし、憲法規範との整合性といった議論に加えて、ここでは米国の軍事行動そのものの法的性格も厳格に問われなければならない。日本に対する武力攻撃が発生もしていなければ差し迫ってもいない状況で、国際協力を理由に米国の軍事行動への支援・協力が行われるとするならば、支援対象である米国の軍事行動の国際法上の合憲性が問題となるのである⁴。米国の軍事行動が国際法上合法だからといって、日本が無条件に支援してよいということにはならないが、国際法上そもそも違法な軍事行動であれば、いかなる支援も協力もしてはならないことになるからである。

本稿では、このような問題意識のもとに、イラク戦争に対する日本政府の協力行為を、国際法、憲法という二つの法レベルの検討に服せしめることによって、一定の法的な評価を導き出そうとするものである。

第1章 国際法の見地からみたイラク戦争

米国によるイラク戦争の正当性について、米国側がその正当化根拠としてあげた国連安全保障理事会決議の検討を考察の劈頭におくこととしたい。

米国がイラク攻撃の根拠としてあげたものとして、湾岸戦争の際の国連安全保障理事会決議678（イラクのクウェートからの撤退を命じ多国籍軍に武力行使を授権）、国連決議687（イラクへの大量破壊兵器査察を決定）、国連決議1441（同）がある。しかし、これらの決議からイラクに対する武力行使の根拠を引き出すことは、法的にきわめて困難であるといわざるをえない。これらの安保理決議では、武力行使を正当化できず、先制攻撃論は国際法上の根拠をまったくもたないというのが、通説的な解釈である。

イラクは、湾岸戦争も停戦決議である安保理決議687によって大量破壊兵器を廃棄する義務を負っているにもかかわらず、その義務を履行しないため停戦が解除され、イラクに対する武力行使を許可した安保理決議678が復活したという論理が、英米の主張の根底に存在していた。しかし、国連決議の有効期限は定められていないとはいえ、決議678を根拠に戦争を正当化することは困難であ

る。イラクが停戦決議に違反したか否か、違反があったとしても停戦を解除するか否か、義務を履行させるためにどのような措置をとるか、これらの事項は国連安全保障理事会の専決事項なのであって、米国のような一部の加盟国が勝手に義務違反を認定し、独断で武力攻撃を行うことは許されるものではない⁵。手続や根拠が多国間主義の最低限の要件であり、その軽視はすなわち多国間主義の否定にもつながる⁶。

また、安保理決議1441は、イラクによる査察妨害や安保理決議の不履行があった場合でも、安保理で対応を協議すると定める（第12項）ことによってようやく全理事国の賛同が得られた決議であって、自動的に武力行使を認めたものではない。したがって、この安保理決議1441を一方的な武力行使の根拠とすることも、きわめて困難といわざるをえないのである。この安保理決議1441が採択されたとき、一般には「多国間主義が守られた」と評されたが、米国が追加決議なしでも武力行使すると声明した点に、多国間主義の偽装を看破する立場も存在している⁷。

漠然と、安保理決議の不遵守（あるいは不完全遵守）があれば、有志が随意に制裁してよい、などというルールは国連憲章には存在しない。安保理決議があらかじめ制裁的な武力行使を規定しているか、もしくは、それを規定していなければ、問題の義務違反が国連憲章第7章（第39条）に規定された「平和に対する脅威」あるいは「平和の破壊」に該当するかどうかを決め、該当するとすればそれに対してどのような措置をとるか（第41条の非軍事的措置か、第42条の軍事的措置か）を決めるか、このいずれかしかないのである⁸。

国際法の基本原則は「国家間の武力行使の禁止」であり、国連憲章2条4項において、その例外として認められたものが自衛権による武力行使である。この自衛権による武力行使が認められるための要件として、国連憲章第51条は次のように規定する。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」

この規定からは、現実の武力攻撃の発生という要件を明確に読み取ることが可能である。このような国際法規定からは、米国がイラク攻撃において行った先制自衛の論理の正当化は、いかようにも不可能であることが自明である。国連のアナン事務総長も、9月の演説において、米国の先制自衛の論理を「国連憲章の原則への根本的な挑戦である」と非難した。現実の武力攻撃も生じていないのに、先制自衛の論理のもとに武力攻撃を行うことは、

第2次世界大戦後の国際法秩序を崩壊せしめることにつながってしまうだろう¹¹。

そもそも、9・11同時多発テロは19人のテロリストによる組織犯罪であり、このような犯罪行為に対しては、国際刑事訴訟制度の確立への貢献をもって法的に対処する必要性が認められる。にもかかわらず、ブッシュ政権はICCへの参画を拒否、ユニラテラリズム（自国利害中心主義）の立場に立ちながら、国際的な非人道的犯罪たるテロ行為を「これは犯罪ではなく戦争だ」¹²と呼称して、大統領のみならずチェイニー副大統領、ラムズフェルド国防長官、ライス国家安全保障担当大統領補佐官など政権中枢を握る「超タカ派」グループが戦争推進発言を繰り返すことになる¹³。現代国際法が立ち上げてきた、平和実現に向けての多国間主義への確実な違背を、ここに看取することができるだろう。

国連のような国際協調の機構と原理的に背反する米国のこのような姿勢を、小林正弥は「政治的・軍事的帝国主義」と形容する。他国や国際機構に拘束されずに政治的・軍事的な意思決定と実行を単独で行うブッシュ政権の単独行動主義は、小林によればこの政治的・軍事的帝国主義の初期段階とされ、さらに国連安保理決議なしのイラク戦争に至って、これが明確な帝国主義の形態へと到達したことが指摘されている¹⁴。

父ブッシュ政権時代に、親イスラエル派のウォルフウォイツ国防次官（当時）がチェイニー国防長官（当時）の下で起草した草案「国防計画指針」（1992年4月）を基盤とするブッシュ・ドクトリン（2002年9月20日公表）¹⁵は、「相手国が攻撃を行ってなくても、大量破壊兵器を開発・所持する危険があれば、それだけで先制攻撃ないし予防攻撃を行うことができる」とするものであり、このようなドクトリンが実行に移され、国連安全保障理事会の認定や武力行使決議なしに、このような攻撃が米国一国だけの判断で行われた事実、これをして小林は、対テロ戦争により米国が構築しつつある国際秩序が、20世紀に到達された国際協調制度を、さらには近代に西欧が形成した権力均衡の政治をも根本的に覆すものであると述べるのである¹⁶。

次に、イラク戦争が米国の自衛権の行使であるという米国側の主張について検討することとしたい。この主張は、イラクが大量破壊兵器を隠し持っており、これがテロリストの手に渡って米国に対するテロ攻撃に使用される恐れがあるので、国家の安全を守るために自衛権を行使する権限をもつというものであった。しかし、イラク全土を制圧した後も、大量破壊兵器の痕跡は見つかっていない。イラク戦争の過程でもイラクは大量破壊兵器を使用しなかったし、米国が攻撃理由としていた、500トンの化学兵器、3万発以上の化学兵器弾頭、炭素菌などの病原体は発見されていない。イラク政府が国外のテロ

組織と結合していた証拠も、核開発の痕跡もない。

また、テロ攻撃が行われる恐れがあるというだけでは、自衛権行使の要件を満たすことはできないのであり、自衛権行使のためには攻撃が現実に行われるか、あるいは切迫した現実の脅威となっていなければならない。国連憲章の文言上、「武力攻撃が発生した場合」に限り行使される自衛権は、先制的・予防的自衛権を禁止するものである¹⁷。20世紀初めまでの、国際慣習法に基づく自衛権は、ひろく「急迫不正の侵害」として、本質的または死活的と判断される国家の権利と利益に対する侵害行為をすべて自衛権行使の対象としていたのに対し、国連憲章による自衛権は、武力攻撃による法益侵害に限定している点に特徴をもつ。したがって、国連憲章上の自衛権の行使が現実の武力攻撃に対抗する手段としてのみ認められることになるのである¹⁸。日本の統一見解も、日米安全保障条約（1960年）の「武力攻撃」の文言（5条）に関して、このような解釈をとっている¹⁹。この自衛権の行使には必要性の要件と相当性の要件が課せられるが、まさに急場の権利として攻撃を回避するために、他に適当な手段がない場合にのみ認められるものだからである。明白に切迫しているとはいえない不確実な脅威を正当化事由として、自衛権を行使することは、国際法上許容されうるものではない²⁰。

米国のブッシュ大統領は、「予防戦争」「先制攻撃論」に対する国際法学者からの批判に対し、かつての第2次世界大戦におけるナチスの例をあげて抗弁した。ヒトラーのごとき独裁者による脅威を先制攻撃によって排除する必要があるというものである。しかし、まさにヒトラーによる、たとえば独ソ戦争は、この「予防戦争」「先制攻撃」であったことに気づかなければならない。

独ソ不可侵条約を締結していながらも、ソ連による攻撃の可能性を主張したヒトラーは、これを先制攻撃することによって、ソ連のドイツ勢力圏への影響を予防的に排除するという大義名分をかざし、ソ連攻撃に踏み切ったのであった。このヒトラーによる戦争こそ、まさに「予防戦争」「先制攻撃」としての性格をもつものであって、ブッシュや米国のネオコンによる「予防戦争」「先制攻撃論」は、かつてナチスが自衛権を口実として侵略戦争を展開した際にとられた論理となんらかわりのものといわざるを得ないのである。

そもそも、第2次世界大戦後に国連が設立され、国連憲章によって、かつての国際慣習法による自衛権の行使に一層のしほりかけた意図は、このように自衛権の行使を口実とした侵略戦争が行われてきた歴史的経緯をふまえ、そのような事態が生じないようにすることにあった点に注意を払わなければならないだろう。

以上のような国際法の観点からみた議論によれば、米国により行われたイラク戦争が法的に許容されざるもの

であることが明らかとなるだろう。しかし、国際法に明白に違反する武力行使が行われたときに、国際法が沈黙の傍観者の立場を強いられたことは事実であった。

この武力行使を厳しく批判した坂本義和は、この武力行使が国連憲章51条の要件を満たさないから国際法違反だという見解について、それは在来型の国家間紛争については正しいとしながらも、「今回のような大規模なテロ攻撃は、国連憲章が予想しなかった別種の事態」と批判し、さらには、このような議論が9月12日の安保理決議を踏まえたアナン事務総長の攻撃容認発言により「事実上処理」されてしまい、「国際法的な議論は、事実として意味をもたなくなってしまう」と述べている²¹。

米国の「力の論理」が支配する時代の到来とみる立場は、国連などの国際機関や集団安全保障システムは機能しないとの思考へ傾斜せざるをえないが、しかし、このような立場には一定の共感を示しうるとしても、全面的にこのような立場に傾斜することも短慮といわざるをえない。たとえば松井芳郎は、なお国際法的な議論の意義をここで再確認する。主権国家が対峙するアナーキーな国際社会に最低限の秩序をもたらすために、国際法が果たしてきた役割を鑑み、国際社会におけるアクターの営為を国際法の観点から評価することの意義を、なお強調するのである²²。

イラク戦争の過程で、国連安全保障理事会の機能の限界が囁かれたが、それに関連して次のようなエピソードがある。フランスはやがて妥協してイラク攻撃に参加するとみる立場、あるいは、安保理中間派とされた非常任理事国の6カ国のうち3カ国がアフリカの国であり、経済援助の条件如何によっては米国支持に回るという立場が存在していたにもかかわらず、超大国たる米国のエゴが通用することはなかったというものである²³。イラクの戦後復興、中東和平などを考えても、結局は米国だけで仕切りきれものではないことから、やがて国際協調による正当性が求められることに言及し、曲折を経ても21世紀の世界は全員参加型の国際法理に基づく国際協調システムを志向して歩みだしていくはずだというポジティブな見方も存在している²⁴。

武力行使正当化の理由に国連安保理決議1441を持ち出したように、米国は法による国際社会の秩序を否定はしていないことを重要視し、米国がいくら単独行動をしたとしても、国際法にはかかわらざるを得ない秩序の意義をなお認めようとする立場もある。

たしかに、力の支配に対する諸勢力が国際法の発展に影響を及ぼしてきたことは否定できるものではないが、それにしても、国際テロリズムに対する国連の集団安全保障体制の限界、さらには、米国の今回の帝国主義的な姿勢に対する抑制力の欠如などを考えれば、9・11テロとその後の米国の一連の行動が国際社会に対して与えた

影響の大きさは甚大なものといわざるをえないであろう。

第2章 憲法学的見地からみた自衛隊イラク派遣

前章において、国連憲章の見地からみたイラク戦争の法的位置づけをめぐる検討を行ってきたが、本章においては、日本国憲法の見地からみた、日本政府による自衛隊イラク派遣の検討を行うこととしたい。

まず考察の劈頭において、我々は、国連憲章による平和確保と、日本国憲法第9条による平和確保との関係を整理しておく必要がある。

山元一が、現代の国際社会のなかで一種の正戦論を復活させた国連憲章において想定される安全保障形式が、戦力不保持と交戦権の否認を内外に宣明している日本国憲法第9条と大きな緊張を孕んでいると指摘するように²⁵、国連憲章による安全保障形式の理念と、日本国憲法第9条のもつ理念との間には、一定の懸隔が見出されなければならない。

国連憲章に基づく集団安全保障の下では、国家の戦争・武力行使が禁止され(国連憲章2条4項)、違反者に対する集団的制裁措置が安全保障理事会に集権化されている。ここに看取しうるもの、それは「暴力には暴力で」という思想である。国連憲章39条に基づいて安全保障理事会が侵略行為または平和の破壊の存在を認定し、さらに国連憲章41条に規定された非軍事的強制措置では不十分であると安全保障理事会が認定した場合、国連憲章51条は、国際の平和および安全の維持または回復に必要な空軍・海軍または陸軍の行動をとることを可能ならしめている。

このような国連の集団安全保障制度の基本理念に対して、日本国憲法の想定する安全保障の形態とはいかなるものであろうか。憲法学においては、従来それは、「非武装中立の方式とそれに対する国際的保障であり、とくに第2次世界大戦の結果生まれた国際平和機構としての国際連合による安全保障」²⁶とされてきたし、また、将来的に軍縮が進んで「国連平和軍」ができたときは、日本国憲法第9条の理念がすべての国家に普遍化した場合に当たるから、かかる「国連平和軍」への参加は違憲ではないとされてきた²⁷。

しかし、国連集団安全保障制度の強制措置への現実的な参加が問題とされるに至って、国連加盟国であることと、非武装中立の原則を一貫させていくことが両立するまいかが問題とされるようになった。そこで登場してきたのが、日本国憲法は集団安全保障と永世中立の方式のいずれか一方を排除するものではなく、「『非武装』の条件下での政策的選択に委ねられている」、すなわち、集団安全保障の枠組みを柔軟に運用すればよいとの立場²⁸であった。

国連憲章第43条は、「兵力・援助および便益」の提供を規定するが、兵力を有しない加盟国については「援助および便益」の提供で足りるものとしている。加盟国のすべてが、国連集団安全保障制度の強制措置への参加を当然に義務づけられているものではなく、特別協定締結にあたって、加盟国の憲法上の手続が尊重されることになっているのである²⁹。そもそも、平和主義へのアプローチは、日本国憲法と国連憲章とでは原理的に異なることが重要なのである³⁰。国連憲章が、平和の破壊者に対して軍事的強制措置を想定する集団安全保障を規定しているのに対し、日本国憲法は「すべての戦力」の不保持を規定している。したがって、平和確保という目的は双方が共有するものではあるが、その目的実現のための手段において双方の方法論上の差異を確認しなければならないのである。

このような両者の間の懸隔が生まれた要因として、松井芳郎は次の二つの理由を挙げている³¹。第1に、国連憲章は第2次世界大戦における侵略者に対する連合国による「戦争努力」にその源があるのに対して、日本国憲法は「侵略者であった国の国民」としての日本人の真摯な自己批判に動機づけられたものであること、そして第2に、国連憲章はヒロシマ・ナガサキへの原爆投下以前に採択された「いわば核時代以前の産物」であるのに対して、日本国憲法は「悲惨な被爆体験」を踏まえて起草されたものであること、である。

戦争は「他の手段による政治の継続」とクラウゼヴィッツが述べているように、政策の手段として、しばしば活用されてきた。しかし、核時代の到来により、政治や政策の手段であるはずの戦争が、それによって達成されるべき目的そのものをも破壊してしまうことが現実的に認識されるに至ったわけであり、日本国憲法は、この「核時代」の歴史的刻印を帯びたものということができる³²。

このような日本国憲法による立憲平和主義の特徴として、水島朝徳は次の5点を挙げている³³。この水島による整理にしたがって、日本国憲法による立憲平和主義の特徴を明らかにしていくこととしたい。

第1に、戦争を起こす主体の自覚化・明確化である。日本国憲法前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し…」とあるが、これは国家一般でも国民でもなく、政府こそが戦争を起こすという認識の具現化である。そこで、政府に対しては、戦争というオプションをいかなる場合においても選択してはならないという規範的要請が、他方、国民に対しては政府に戦争をさせないようにするという規範的要請がビルト・インされていると水島は述べる³⁴。

第2に、正規の手続を踏んで開始される「戦争」だけではなく、武力行使や武力による威嚇を含む、国家的暴力行使の多様な形態が、日本国憲法9条1項の放棄の対

象となっていることである。不戦条約にも戦争放棄が規定されていたが、当時は戦争に至らない武力干渉などの行為は、不戦条約2条の「平和的手段」のなかに含めて解釈されていた。これに対し、日本国憲法第9条1項は、国際法上の「戦争に至らざる協力措置」の諸形態をすべて放棄したものであって、不戦条約よりも徹底した内容となっている。

これと関連して、「国家固有の自衛権」の自明性も喪失されたことについても、水島は、日本国憲法の平和主義の特徴として挙げている。不戦条約では「自衛権」の行使が各国に留保されており、国際社会には強行的な基準を設定しうる裁判所が存在しないから、結局、「自衛権」の行使か否かについて各国が最終的認定権をもっていた。不戦条約以前は、「正当な戦争」が主張されたが、不戦条約以後はもっぱら「自衛戦争」という言葉が頻用されることになる。日本国憲法第9条は、このような「自衛権」の行使としての戦争をも禁止したものであり、ゆえに「自衛権」概念の存在そのものにも影響を及ぼしていると水島は指摘する³⁵。

第3に、軍隊は当然のこととして、それに類する国家暴力装置の諸形態の保持を禁止するとともに、「交戦権」をも否認したことである。ここから、国家・社会における軍事化の否定が導出されると水島は指摘する。日本国憲法第9条2項の決定的重要性を主張する水島は、もしこの2項を日本国憲法第9条が欠くものであったならば、日本国憲法は不戦条約以前の「普通の憲法」になっていたろうと述べている³⁶。

第4に、安全保障の方式・形態の問題を水島は挙げる。安全保障の方式・形態には、一国の自主防衛による個別的安全保障、集団防衛の形をとる集団的自衛権、仮想的を設定しない集団安全保障、さらに、中立主義（永世中立および非同盟中立）があるが、日本国憲法をその前文の内容から推し量れば、集団安全保障を選択し、かつ手段において非武装を徹底したものと解されるという。また、憲法前文における「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して…」というコンセプトから、国家よりもむしろそれぞれの国家内部の「平和を求める国民」の良識と運動に依拠することを鮮明にしている点を水島は強調する³⁷。

第5に、日本国憲法前文において保障された、平和的生存権の観点から、日本国憲法が統治と人権の二つの面から「平和」を普遍的な憲法原理にまで昇華させていることが指摘される³⁸。

このような日本国憲法の立憲平和主義の特徴をかんがみると、我々は、日本政府によるイラク戦争支援、すなわち自衛隊のイラク派遣の問題性を確認することができるのである。

まず、水島が挙げた第2の特徴、すなわち日本国憲法

第9条1項は、国際法上の「戦争に至らざる協力措置」の諸形態をすべて放棄したものであるという規範内容からすれば、今回の日本政府による自衛隊イラク派遣の問題性が明らかとなる。そして次に、水島が挙げた第4の特徴、すなわち、安全保障の形式について、日本国憲法が想定するものは、集団的自衛の形態ではなくして、国際協調を前提とした集団安全保障システムであるという点からみても、今回の政府による自衛隊イラク派遣の問題性を確認することができるのである。

小泉首相は、衆議院予算委員会の答弁において、米国との同盟を重視するという姿勢を鮮明に打ち出した上で、その姿勢の理由として、いまの国連が日本に危機がおよんでも支援してくれないからだという論旨を展開した³⁹。いわく、「国連は国連軍を投じて日本への侵略を防いでくれることはない」「国連を将来、国際紛争を防止する組織にしなければならないが、現在その力はない」という論旨であった。

国連には常設の国連軍は存在しない、そこで国連に紛争防止能力がないから日米安保だという論法である。たしかに国連に改革が必要なことは論を俟たないのであり、安全保障理事会の再編など、様々な問題点を指摘することは可能である。しかし、だからといって、国連の意義を軽視し、集団安全保障のシステムを機能不全に陥らせるがごとき見解を公的に示すことには大きな問題が認められなければならない。国連憲章は明らかな自衛か、安全保障理事会が承認した戦争しか認めていない。たしかに現時点での世界のなかで紛争が絶えないとはいえ、国連憲章がいまの世界秩序の土台になっていることが、日本に対する外国の武力行使を抑止する無言の力ともなっていることを看過すべきではないのである⁴⁰。

米国と同盟関係のない国の安全について、国連は紛争防止能力がないから同盟だという姿勢は、国連を通じて安全保障を実現せんと切望する多数の国を軽視することにつながるものである。このような立場に立ちながら、国連による集団安全保障システムを軽視し、米国との同盟関係のみを重視する日本政府の姿勢は、先に述べた、憲法第9条の規範内容に違背するのみならず、日本国憲法前文により示された国際協調主義、そして憲法第98条により規定された国際協調主義にも違背するものであるといわざるをえない。

このような事実を踏まえた上で、興味深い資料を用いて、この問題を考察することにしたい。それは、日本の新聞全国紙の社説による、自衛隊イラク派遣の評価である。これらを把握することにより、日本の各紙の論調の比較検討を試みたいと考える。先に水島朝穂が挙げていた、日本国憲法による立憲平和主義の第4の特徴に、平和の担い手として憲法が想定するものは、国家よりもむしろ、それぞれの国家内部の「平和を求める国民」の良

識と運動であることが示されていたが、このような観点から全国各紙の論調を比較検討することによって見えてくるものがあると考えられるからである。

まず朝日新聞の立場は次のようなものであった。

「私たちが小泉政権の方針に反対するのは、復興支援を軽視しているからではない。フセイン政権の崩壊は歓迎すべきことにせよ、あの戦争を支持はできないからだ。まして復興支援のためとはいえ、自衛隊の戦時派遣へと、政策を大転換させなければならない大義も切迫性も見当たらない。小泉首相は国際協調を説いてやまないが、米国が国連の同意なしに行った戦争はむしろ国際協調を壊した。(中略)首相の言葉と裏腹に、イラクでは「全世界」が汗を流しているわけではない。それも、戦争と占領への支持を多くの国が」ためらっているからだ。日本は本格的な支援に乗り出さねばならないが、無理を重ねて自衛隊派遣を急がずとも、占領を早く終わらせ、国際社会の総意で国づくりを助ける体制ができてからでいい。その時の派遣ならもっと広い支持が生まれるはずだ⁴¹。米軍の協力者とみて自衛隊を狙う勢力があれば場所は問うまい。憲法とイラク派遣のつじつまを何とか合わせた特措法にさえも反する事態が起きかねない⁴²」

産経新聞の社説は次のようであった。

「銃火がやまない地域で自衛隊が活動するのは初めてだ。テロに屈せず国際社会と連帯する道は、リスクや困難が伴う。だが、国民が一つになってこの困難を乗り越えたい。(中略)公明党には現地での治安が悪化した場合、派遣の再考を求める意見も出ているという。しかし、テロにおびえて陸自本隊の派遣を断念することは、政局への深刻な影響にとどまらず、国際社会からの侮蔑を受け、容易に立ち直れない打撃を被るだろう⁴³。日本が派遣を断念した場合、テロに屈する国として信頼と尊敬を失うところだった。(中略)『自衛隊が交戦状態に巻き込まれるなら、日本の憲法の想定しているところではない』との指摘がある。首相が『正当防衛論』で反論したことがその回答であろう。(中略)非戦闘地域で安全だから、自衛隊を派遣するのは本末転倒だ。集団的自衛権の行使を含め、恒久法の制定が喫急の課題である。(中略)できるだけ多くの日本人が自衛隊員を拍手でもって送り出すべきだ⁴⁴」

東京新聞は次のような見解を示した。

「公明党が陸上自衛隊のイラク派遣を了とした。本隊派遣の是非はあらためて判断するのだという。(中略)国民的な議論の場を避けて、世間や支持団体の顔色をうかが

いながら慎重を装う。これでは責任ある政党とはいえない。(中略)問題は派遣の環境が整っているかどうかにある。海外で死なぬ、殺さぬの規範を守り抜くには、どんなに心配しても、しすぎることはない⁴⁵。テロなどの攻撃が続く中、自衛隊は復興支援をまっとうできる環境なのか。イラクに自衛隊を派遣するため閣議決定された基本計画には、なおも懸念がつきまとう。(中略)戦後大切に守ってきた「海外で戦闘行為はしない」という憲法の規範を、なし崩しにしてはならない。(中略)イラクに暫定政府など民主的な政体が発足する時点で、イラク国民が自衛隊の派遣を望むことを確認し、そのうえで部隊を送る注意深さがあるてよい。(中略)国内における準備状況と、現地的情勢を見比べれば、陸上自衛隊の派遣は現時点では困難だ⁴⁶」

日経新聞は次のような論調を示した。

「イラク復興に対する国際連帯の輪に日本が加わるのは当然である。現地の状況を考えれば、食料、宿舎、安全確保などを自前でまかなえる自衛隊の派遣が最も現実的と考えるのも自然である。(中略)イラク復興支援は、日本の場合、自衛隊の努力なしにはできないが、自衛隊を派遣すればこと足るわけではない。外交努力を含めた多角的支援を構想する必要がある⁴⁷。「世界の分裂」を防ぐため日本は好位置にいる。イラク復興でブッシュ政権にももの申すとともに、戦争に反対してきた仏独口中や中東諸国にも呼びかけ多国間協力をめざすべきである。イラクへの自衛隊派遣は平和維持から「平和創造」に踏み込む決断だ。この重い決断を、世界の分裂を防ぐ多角的外交と連動させてこそ意義がある⁴⁸。イラクが不安定化し、中東情勢が流動化すれば、日本が最も大きな打撃を受ける。世界中がテロにおびえる状況になれば、世界経済は収縮する。グローバルな市場を前提とする日本経済に直接的打撃となる⁴⁹」

続いて、毎日新聞である。

「米国がとる政策や事情変更は直ちに世界中に影響する。(中略)日本政府も常にまずは「アメリカリスク」に対応するのが最優先になっている。(中略)客観的になってみれば、自衛隊派遣も日本としての「アメリカリスク」への対応で、現実の政権にはほとんど選択の余地のない決定だった。そうした事態からいつの日か抜け出すには日本の将来に対する大きな戦略と目標が必要である。(中略)自衛隊派遣の選択は基本的に同意する。対米追従以外に戦略をもたない現状では、行かない選択がもたらすリスクが大きすぎる。しかしそれは主体的な選択ではない。自衛隊派遣なしに平穏になるのを待ち、民間が行く

という選択は現下の情勢ではあまりにも身勝手だろう⁵⁰。イラクでの活動は憲法の枠を超えてはならない。(中略)大義に疑問がある戦争だった。(中略)自衛隊が早く撤退できる状況を作り、支援を民間に引き継ぐことが最大の目標だ。国連主導のイラク復興を早く実現するための外交努力がぜひとも必要だ⁵¹」

最後に読売新聞である。

「使命感のもとに、自ら志願してイラクの人道支援に赴く自衛隊員を、敬意をもって送り出したい。(中略)イラクが民主国家として再建されれば、中東、ひいては国際社会が安定する。それが日本の国益にもつながらる⁵²。自衛隊の活動の新たな広がり「普通の国」へと、日本の姿、あり方を変えてゆくものだ。(中略)国際社会の平和と安定や、北朝鮮の大量破壊兵器などの脅威から日本自身の安全を守るため、首相が言う「国際協調と日米同盟の両立」の観点から、イラクへの自衛隊派遣は唯一の選択肢だった。(中略)「隊員に万一犠牲者が出れば政権の危機」などという発想の根底にある、戦後の一國平和主義が生んだ、歪んだ心理構造から、もはや脱却する必要がある。(中略)今回の自衛隊海外派遣の決断は、日本には画期的だが、国際社会では常識だ。(中略)自衛隊が安全かつ効果的に任務を果たせるよう、憲法解釈の変更や武器使用基準の改正、国際平和協力活動の恒久法制定などへ、政治の決断が必要だ⁵³」

以上、全国紙の6つの論調を引用したが、整理すると、派遣に批判的な姿勢を示すのが朝日と東京の2紙、賛成的姿勢を示すのが産経、日経、毎日、読売の4紙という構成になる。藤田博司が指摘するように、ここには軸がある。すなわち、憲法など法制上の整合性に対する配慮、「国際社会」についての認識、日米同盟に対する姿勢、現地の安全性に対する評価である⁵⁴。

このうち、憲法との整合性をめぐっては、派遣の積極支持派はほとんど顧慮することがない。むしろ現行の法制との矛盾につき、憲法による立憲平和主義の内実を、「歪んだ心理構造」を生み出す「戦後の一國平和主義」と決めつける、読売新聞の立場が目につく。しかし、日本国憲法により規定される立憲平和主義は、決して非現実的な一國平和主義などではない。全世界の国民の平和的生存権が軍事力によって守られうるものではないことを経験的に学んだ日本国民は、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名誉ある地位を占めるために、戦争放棄、軍事力放棄、交戦権否認、平和的生存権保障からなる平和主義を規定している。そこには、自身が率先して一切の軍事力を放棄し、平和的な集団安全保障体

制に他国を導く姿勢がある。そして、軍事的な国際貢献の代わりに、難民、飢餓、環境破壊等への多面にわたる非軍事的国際貢献を行うことを自らに対して課するのである³⁵。

自衛権の行使として行われた米国の戦争の正当化が法的に絶対的に不可能であることは、先に示したとおりである。このことは、自衛隊のイラク派遣に積極的な姿勢を示すに至った毎日新聞でさえ、イラク戦争に大義を認めることを困難視していることから明らかである。このような米国の戦争に日本政府が自衛隊派遣という形で協力することは、読売新聞が主張する「国際協調と日米同盟の両立」を決してもたらずことはできないのみならず、憲法第98条が規定する国際協調主義に大きく違背するものであることも先に論証済みである。読売新聞の社説の論調は国際協調の重要性を説いて自衛隊派遣が唯一の選択肢であると主張するが、ここで意識されている「国際社会」とは米国中心の「国際社会」なのであり、イラクに派兵していない国々を主体とする国際社会という感覚が完全に欠如してしまっているように思われる。

日本政府は、自衛隊のイラク派遣を正当化するため、非戦闘地域で人道復興支援活動を行うのは武力行使にあたらない、したがって違憲ではないという論理を示してきたが、この論理は武力行使の意味をきわめて形式的・限定的に解するものであり、国際法的にみても誤りを孕むものである。攻撃される可能性のある場所に、攻撃されれば応戦する体制で軍隊を派遣すれば、それだけで武力紛争に参加したものと見なされる。また、武器・弾薬の提供は武力行使への参画になるが、燃料その他の物品の提供や輸送、修理、整備、通信業務なら武力行使への参画にならないという論理もあまりに狭いものとの評価をうけざるをえない。武力の行使は、情報収集・通信・整備・補給などの諸機能を統合した組織的行動として行われるものであり、引き金を引くことだけが武力行使なのではない。したがって、国際法的な見地からみても、自衛隊の米軍への支援・協力的行動は武力行使への参加と見なされるものであり³⁶、このような観点からすれば、日本国憲法が禁ずる「武力行使」に該当することは論を俟たないことであると言ってよい。

以上の検討から導き出す結論としては、イラク戦争は国際法的見地からみて違法な行為であり、それゆえに、それに支援・協力するために自衛隊をイラクに派遣する日本政府の行為も憲法的見地からみて違憲であるということになるのである。

-
- 1 山本一「憲法9条と国際協力」法学教室277号(2003年)、25頁。
 - 2 愛敬浩二「9・11事件と米軍支援法—9・11以後の憲法状況を考える」全国憲法研究会編・法律時報増

- 刊『憲法と有事法制』2002、94頁。なお、日本政府の対応の概観については、参照、谷内正太郎「9・11テロ攻撃の経緯と日本の対応」国際問題2002年2月号。
- 3 国民の定めた法によって権力を規律するという本来の意味における「法の支配」が、国民に法を押し付け、法によって支配するという誤った意味における「法の支配」に置換されている現象として認識される。
- 4 しんぶん赤旗・2004年7月21日。
- 5 同上。
- 6 松田竹男「自衛隊のイラク派兵と国際法」法律時報76巻7号(2004年)、48頁。
- 7 同上、48頁。なお、M・ハワードは、米国のイラク戦争における対外政策がウェストファリア条約以前の国家関係の論理を採用するものであるとして批判している。M.Haward, "What's in a Name", Foreign Affairs, 81-1, Jan/Feb., 2002.
- 8 H・キッシンジャーがアメリカ外交政策は必要か?と問うときに懸念するのは単独主義への傾斜である。H.Kissinger, Does America Need a Foreign Policy?, 2001.
- 9 最上敏樹「造反無理—この、理を尽くさぬ戦争について」寺島実郎ほか編『イラク戦争・検証と展望』岩波書店(2003年)、150頁。
- 10 同上、147頁。
- 11 朝日新聞・2003年11月30日。
- 12 テロは国際法上の「戦争」ではない。「戦争」とは国家間において宣戦布告などの形で戦意が表明されることによって生じる状態である。さらに、国際法主体性を認められる行為体の関与する武力紛争のみが、国際法の規律対象となる戦争を行いうるのであって、国際法上の地位を認められていないテロ集団の行為に、国際法上の戦争の位置づけを認めることは不可能である。See, Antonio Cassese, "Terorism is also Disrupting Some Crucial Legal Categories of International Law", EIJL, vol.12, 2001, at 993.
- 13 寺島実郎『『不必要な戦争』を拒否する勇気と構想』寺島実郎ほか編『イラク戦争・検証と展望』岩波書店(2003)、5頁。See, The National Security Strategy of the United States of America, Whitehouse, Sep. 2002.
- 14 小林正弥『『反テロ』世界戦争批判の公共哲学』小林正弥編『戦争批判の公共哲学・反テロ』世界戦争における法と政治』勁草書房(2002年)22頁。
- 15 ブッシュ・ドクトリンの骨格を要約すると次のようになる。第一に、テロリストのみならず、「テロ支援国家」も軍事攻撃の対象とみなす。しかも、ある国がテロリズムを支援しているか否かの判定は米国が下す。第二に、善悪二元論的世界認識を特徴とする。それゆえ、ブッシュ政権の「対テロ戦争」は悪との十字軍的

- な戦いとして位置づけられる。第三に、伝統的な抑止概念はテロリストには効果的に機能しないとの考えに基づき、先制攻撃を正当化した。第四に、アメリカ単独主義の傾向が顕著なことである。第五に、軍事力へのフェティシズムを指摘することができる。彼らのメッセージは、「下手な気をおこさせない」である。これらの要素、すなわち、単独主義的行動、イデオロギー色の強い外交、軍事力重視の傾向といったものはいずれも米外交の伝統の一部である。ネオコンの国際政治認識は、セオドア・ローズヴェルトが西半球への露骨な内政干渉をモンロー・ドクトリンに基づく米国の国際警察活動として正当化したときの秩序認識とそれほど距離はない。西半球では米国を中心とする帝国秩序が成立しており、ローズヴェルトの西半球外交は帝国主義政策の典型であった。菅英輝「ブッシュ・ドクトリンのゆくえ」寺島実郎ほか編『イラク戦争・検証と展望』岩波書店（2003年）、117-118頁。
- 16 同上、22～23頁。なお、米国における「国連無用論」等の国連軽視的立場は、従来は排外主義的傾向が濃厚であったジョン・バーチ協会(John Burch Society)等の極右団体が掲げるアジェンダと解釈されてきた。1958年、反共主義をその使命として掲げて設立されたジョン・バーチ協会は、「合衆国を国連から脱退させよ(Get US out! of the United Nations)」という姉妹団体を組織し、現在もなお、草の根レベルの国連不信感情を煽りたてようとしている。しかし、米国における国連不信の潮流を、同協会が象徴するような排外主義と反知性主義の表出としてのみ解釈することは、米国における国連不信の有様を見誤ることになる。中山俊宏「米国における国連不信と保守派の言説」日本国際連合学会編『民主化と国連』国際書院（2004年）、88頁。
- 17 I.Brownlie,Principles of Public International Law,4 ed(1982),at 275.
- 18 山本草二『国際法・新版』有斐閣（1985年）、733頁。
- 19 ただし、その発生の時点の決定は相手国の意思、攻撃の手段と態様などその時の国際情勢にかかわり、抽象的に定められないとした。1970年3月18日、33回国会衆議院予算委員会・愛知外相答弁。
- 20 松田、前掲註6、48頁。
- 21 坂本義和「テロと『文明』の政治学—人間としてどう応えるか」藤原帰一編『テロ後』岩波書店（2002年）、9-10頁。
- 22 松井芳郎「国際テロリズムに対する一方的武力行使の違法性」小林正弥編『戦争批判の公共哲学—「反テロ」世界戦争における法と政治』勁草書房（2002年）、148頁。
- 23 寺島、前掲註13、17頁。
- 24 同上。
- 25 山元一「憲法9条と国際協力」法学教室277号（2003年）参照。
- 26 小林直樹『新版・憲法講義・上』東京大学出版会（1980年）、225頁。
- 27 佐藤功『日本国憲法概説』（第4版）学陽書房（1992年）、111頁。
- 28 横田耕一「日本国憲法と国際連合」『憲法学の展開』有斐閣（1992年）、442頁。
- 29 水島朝穂『現代軍事法制の研究—脱軍事化への道程』日本評論社（1995年）、29頁。
- 30 田中則夫「平和主義の射程—国際法からのアプローチ」法の科学27号（1998年）、99頁。
- 31 松井芳郎『国際法から世界を見る—市民のための国際法入門』東信堂（2001年）、254頁。
- 32 水島朝穂編著『新版・ヒロシマと憲法』法律文化社（1994年）参照。
- 33 水島、前掲註29、3-5頁。
- 34 水島、同上、3頁。
- 35 水島、同上、4頁。
- 36 水島、同上、4頁。
- 37 水島、同上、4～5頁。
- 38 水島、同上、5頁。
- 39 朝日新聞、2004年1月29日。
- 40 同上。
- 41 朝日新聞2004年1月17日。
- 42 朝日新聞2004年1月10日。
- 43 産経新聞2004年1月10日。
- 44 産経新聞2003年12月10日。
- 45 東京新聞2004年1月9日。
- 46 東京新聞2003年12月10日。
- 47 日経新聞2004年1月10日。
- 48 日経新聞2004年1月1日。
- 49 日経新聞2003年12月10日。
- 50 毎日新聞2004年1月1日。
- 51 毎日新聞2004年1月27日。
- 52 読売新聞2004年1月10日。
- 53 読売新聞2004年1月4日。
- 54 朝日新聞2004年1月28日。
- 55 参照、拙稿「カント平和思想と立憲平和主義・両者間に認められる連続と断絶の関係（3・完）」早稲田大学大学院法研論集第92号（1999年）。
- 56 松田、前掲註6、51頁。

Iraq War and Constitutional Pacifism in Japan

Tamon ASO

Abstract

Relation between the view of international cooperation and Constitutional Pacifism in Japan has been an important theme of the theory of Constitution, and this article argues about this relation. In the context of the support by the Government of Japan to Iraq war by the United States after “9.11 terrorism”, the view of international cooperation has been at a tuning point. With the intention of investigating the send of the Self-Defense Force to Iraq from the view of Constitutional theory, this article examines Iraq war from the view of International law, then clearly brings out the problems of the present state of international cooperation by the Government of Japan.